

近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

地券譜
求詞詁
詁苑言取

70 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80

經濟學部
研究室
5
1226

東大
12



38511

此書は河沼事件より係る一切の事とその
時より其化ありしものなりとこれと以てその終
はるるをいふなり物多ふを以て大體最初の
陳述と後の陳述と相齟齬多しを以てこれを
是述と其後の陳述とを以て其の河沼との
れからいふ依となりと其の一體性なるは皆
と今より陳述するものありしかくの如くなら
免るるなりとありしは其化ありしものなり

夫正當なりと雖も後日有りては必ずしも証なき爲り
といふは、何と云ふに唯志を以て信するは爲り
一已として其地、官或は一方、控圖と雖も其地
を以て其地の故小已業よりは書中より其地
せし業若し其地小地なりと、平竟想は信する由り
りといふは、後日有りては必ずしも証なき爲り
なりと云ふは、其地と云ふ証なき爲り能は
るなり、故り、なり、押出、その証播

といふは、其地なり、後日有りては必ずしも証なき爲り
なりと云ふは、其地と云ふ証なき爲り能はるなり、故り、
なり、押出、その証播
思量するは、其地、其地、其地、其地、其地、其地、其地、其地、
と撰、其地、其地、其地、其地、其地、其地、其地、其地、
なり、其地、其地、其地、其地、其地、其地、其地、其地、
なり、其地、其地、其地、其地、其地、其地、其地、其地、

明治九年七月 中西の指難誌

地券請求詞訟筆記

十一月廿九日堺縣廳へ出頭右答書差出

ス

訶延ニ於テ双方對審懸官負中屬秋刈

長樹殿ナリ

官ヨリ原告ノ證據トセシ皆済目錄免状等三通
ヲ原告代人ヨリ出サシノ以テ示サル

之ヲ見ルニ津田村ヨリ上納スル一般ノ免状
皆済目録等ニテ其存ニ訟状ニ記載スル山役
分書込有之通常ノ皆済目録免状等ナリ

盾雄ヨリ右答書ノ主意ヲ以テ申述曰来云ニ沿
革云ニ明治五年地券發行ノ際各村衆議ニ確
定セシ者ニ付決シテ之ヲ破毀スルコト得可
ルモノナリ 其曰来ノ事ニ之ヲ以テ云ヘハ
速カニ判然スヘシトテ元録度取替書及ヒ安

永度ノ上申書ヲ出シテ申述ヲ為シタリ

官ヨリ右天中ノ山本ト云フ事ヲ尋ネラルニニ

付山本ハ山親ト称ヘ候ト曰一ニテ即曰来五

ヶ村ノ所有ニテ五ヶ村立合山ニ候其存ニテ

津田村山親則山本トナリタル者ナリ

右山年貢津田村ニ結ヒ有之故曰村ヨリ官廳ヘ

上納スレ共元各村ヨリ上納スル年貢ナリ故

ニ曰村ヘ會シ斗算帖面仕立連印ヲナシ上納

ノ下將ハ互ニ致スナリ是即日村高ニ結有
之山本即山親ナルカ故ナリ山本ト云フテ決
シテ山主ト申訊ニハ無之候

津田村ハ譬ハ人数ニテ領立タル其内ノ頭取
世話役ノ如キモノナリ

右ノ通大略也陳述セリ 官ヨリハ然ラハ社長
ノ如キモノナルカト云ハレタリ 左様ノ如
キモノナリト答ヘタリ

官ヨリハ右山ハ別処ニ在テ其山中ニ津田村有
リ外村々ハ他処ヨリ入込ム様思ヒ込ミセラ
レタル様子ニ付全ク右山中ニ村ニノ在所在
テ譬ハ此山ヲ蒸流船ト見ル各村ハ船中ノ
區別アル居間ノ如キモノナルトテ審ニ申述
ヘ其山中ニ各村ノ在ルトハ分明ニナリタリ
官ヨリ右元録度ノ取替書ヲ見セラレタリ
官ヨリ原告ヘ對シ小作請ノ事ヲ尋ネラレタリ

原告云此畠向ノ赤色ノ分ハ津田村一分ノ所有
ナリ他村ハ立入ラシノス其他ノ山ハ被告各
村ニ持山無之故小作受ニ致サセ立合ニ致シ
タル者ナリ右畠トハ計共ニ添
テ出シタル者ナリ

野村ヨリ出ス一石七斗ハ津田村ノ利益ト致
セリ

野村ハ外村ト存シキモノニ無之一分此津田
村ノ山ハ入込ムニ付テ出セルモノナリ

官ヨリ其小作請ニ致セシ証書等有ルヤト尋不
ラレ原告云其証書類無之ト

盾雄云 野村ヨリハ二石ヲ出シ即立ケ村ハ受
取ルモノナリ又津田村ニ放テモ此立ケ村中
ナル故曰等ノ誤也

官ヨリ原告ハ對シテ云地券請ノ節協議セシニ
非スヤ

原告云津田村ニ放テハ人民一體ノ協議ハ無之

戸長が何カ吐合ハ致セシ様子ニ承リタリ

官云然ラハ協議ノ事ハ人民知ラヌ故戸長ヲ聞
テクレロト云フ事札

原告云左様ナリ

官云戸長ハ人民ノ徳代ナラン 原告別ニ答ナ
シ

官元録ノ取替一札ヲ以テ原告へ對シテ云津田
村モ此一札ハ有ル可シ如何

原告云 元録度争論之レ有リントハ承知セ
リ書類等モ有ル可シ併シ此取替書面ハ存シ
不申ナリ

原告右一札文中ニ就テ云フ立木下草立合ト有
之処地処立會ナレハ立木立合ト云フハ無
之筈ナリ

原告ニ至テ官云

原告ニ於テハ津田村一村ノ所有ニテ各村へ小

作請ニ致し立合山ナリト云ヒ

被告ニ放テハ元立合各村ノ所有ニテ津田村

ハ山親ナリ曰村一分ノ所有ニテハ無之ト云

此兩様ノ争論ニテ有ルヨナ然ラハ双方證拠

取調ルナラハ双方ニテ出頭日ヲ取極ノ可申

出ト申聞ラル

詔庭ヲ退テ双方申合セ来ル八日出頭可致旨申

出ル

原告代言人大藤高敬ヨリ相係ル地券請未訂
詔ノ儀ニ付来ル十二月八日書類取調罷出可
申此段奉申上候

河内国交野郡

明治八年

穗谷村外四ヶ村

十一月廿九日

代言人

中西 盾 雄

堺縣参事兼七等判事

吉田豊文殿

十二月八日、席

原告ヨリ免状及皆済目録ノ寫ヲ指出ス

盾旌ヨリ元録度以下前ニ奉ル所ノ寫ヲ指出ス

官ヨリ原告ヘ對シ搜地帳有リヤト尋ネラル

原告無之ト答フ

官ヨリ 名寄帳ハ有リヤト問フ 原告有之ト

答フ 官ヨリ次ノ日持参セヨト申聞ラル

官原告ヘ云 山ヲ貸付タリト云證拠有之哉

原告云無之候 官云フ然ラハ貸付トハ畢竟想

像ニテ有ケルヨナト被申聞 原告云左様ナ

リ係此山ハ津田村高ニ有之公租上办致ス故

此方ノモノナリ地券受ニハ津田村ノ手ヲ經

一キ訣ナラント云フ事謀ミト非シ一ノ古キ
書付ヲ出シ之ハ全ク印形ハ無ケレモ古キモ
ノニテ是モ亦申立ノタシニ成ルモノナリ
トテ指出ス 官之ヲ盾雄ニ示サル受テ之ヲ
見ルニ三宮ニ係リ或ハ山高ヲ記シタル等ニ
テ内村ヨリノ願書ノ扣ナリ何モ之ヲ取テ論
スル程ノモノニモアラス追テ又之ヲ以テ申
立アレハ其節年解スヘシト思ヒ何モ申立サ

リシナリ

此願書ノ年号ハ元録五年ニテ有リケリ
官云此レハ被告ヨリ出シタル取替書ヨリハ
前ノ者ナリト
原告ハ右ノ意ヲ年シ 官ヨリ其事ヲ較スル
際ニ至リ少シク被告ノ意トハ違フ様ニ思ヘ
ル故盾雄ヨリ留面ヲ指出シ云

現今実地如新ニ候先ノ日山中ニ村ニ在リト蒸

汽船ニ登申上タリシガ此畝ニ係レハ村ノ
中ニ山アリト云方近キ事ナリ何レニシテモ
同シ様ナル誤ナレ共猶違フ所アリ即チ一畝
ノ山ヲ分割シタルニ非ス元分割セシ村ノ
内ニ山ノ有ルモノナリト云ス

又過日此山ノ外ニ山ノ有無ノ事兩尋アリシニ
此外ニハ全ク無シト申上タルニ深尾治郎ハ
云々ノ事是レハ官林地有エテ原告ハ其事ヲ

記載セス 一圓牧物ナリト云ヘルヲ申立
タル由ナリト云ス

而シテ盾雄ヨリ申述ル所先ツ三端ニ候

第一 明治五年地券発行ノ際各村一流集會決
議地券申受タル事 是決シテ破ルヘカラス
第二 其衆議セテ可カラサル原由往古ヨリ
今日至ル迄ノ沿革實際ノ事

第三 原告ノ申立ハ此山ハ一村ノ所有ナリ

其証拠ハ村高ニ結有之事 免状目録ノ通り
公租上納スル事ナルカ是レハ所有ノ証拠ト
ハナラサルヲ駁ス

明治五年ノ決議ニテ確定セシ故之ヨリ以前ノ
事ハ畢竟如何ニテモヨイ訳ナリ乍保矢張糸
理ノ有リテ此決議ニハナリタリ此決議ハ人
民ニテ自由ニ成ルヘキヲニテ決議シ既ニ官
廳ヲ経テ施行シ今日ニ至リシヲナリ之ニテ

實際ニテモ聊カ差支ハ無キナリ津田村高
ニ結有之ヲ以テ津田村一結ノ内ト記載シ
テ地券申請タリ 官云左様ニモ行カサル
有ル可シ

此津田村高ニ結有之云々ノ事古老ノ人云元
村ノ所有ニ有之ヲ其高ヲ津田村ハ寄セ結
込タル者ナリト 之ニ因テ考ルニ成程固ヨ
リノ津田村ノモノニ有リナハ津田村高存ニ

有之ト有ヘキ苦ナリ依テ老人ノ中所存當ナ
リト存スルナリト陳述ス

然ル処官ヨリ津田村一分ノモノヲ各村別所有
セシモノカ又各村元ヨリ區別シテ持タルモ
ノカ明瞭ニ可申立ト申聞ラレ 依テ津田村
一分ノモノニアラサルトニ斥ス

官云 津田村一浩トアレハ津田村ノ手ヲ經テ
地券可受モノニ非スヤト 盾雄云ケ様ノ事

ハ恣則道理上ニ涉リタルト故即答難致寫ト
相考可申上ト陳述ス

官左様ナリ草卒ニハ難取極罷ト調テ可申出ト
双方ヘ云 猶此外ニ過日出セシ書類等アリ
是コソ確証トスヘキト云フ者ハ可持券ト云
原告云 此度被告ノ答ニ對シタル論亦書可差
也苦ナレ共ト角被告ヨリ申立相済タル上可
申上心得ニ候何分私ヨリ申立ノ儀ニ及對ス

ル申立有テ後申立可仕ト云

盾准云 原告ハ訴ヲナスヘキ迄ニ夫々ノ據有
テノリナルベキハ勿論ナリ依テ此訴ノ主意
ノ外ニ放テハ私ニ放テ論キモ又詔廷ニテ
申セハ誤ニモ無之候原告ハ其第御尋被下度
ト申述

官云其処ニテ尋不論スヘシ此方モ御取ント云
依テ原告ヘ對シテ云

其村方訴ノ主意ハ云々其証拠ハ云々 決シテ
其証拠トスルモノ其主意ノ証拠トハナラ可
ル也何トナレハ云々ヲ論ス

原告云 公租ヲ上ヘヤスハ此村持ナル所以ナ
リト云フヲ并論スル故之ヲ論駁ス抑其上ヘ
知ムル公租ノ実物ハ何レヨリヤセルヤ即其
村ニ會シ立ケ村連印シテ下將ヲセリ其帖面
有ルヘシ之ヲ見ヨ直ニ判然セン

原告云 其帖面ハ有リ次ニ持込スマシ係シ是
ハ三宮ノ入目ニ付テ立會ナリ津田村ハ各
村ヨリ取集ノルハ小作請ナル故ナリ

盾雄云 三宮ノ事ハ別ナリ論セス右各村ヨリ
出セルモノハ即租ナリ治子ニ非ス既ニ物成
ハ立ケ村家別ニ割付云々ト有リ元ヨリ官府
ノ所知ナリ

原告云 官府ヨリ割付ルモノニ非ス人民下方

ニテセシモノナリ

盾雄云 固ヨリ官府ヨリ割付タルモノニ非ル
モ既ニ官府知ル所ニテ公然ナルモノナリ
又何ソ之ヲ小作ノ治子ト云フヤ抑小作請ニ
ハ慣習ノ例モ有リ何カ一モ例ニ依ル者アル
ヤ元来山ニ付テノ所得ハ木ト草ナリ立木伐
取ノナラス丁ニナリ而已ナラス此山ニ普請
ヲシ且毎年何千ト云木苗芝草ヲ植付ルニ至

レリケ様ノ入費ヲ引受ケ只草ノミヲ見付誰
カ以前ノ低ニ小作受シテ治子ヲ也スモノ有
ンヤ

何分決セサルノ故見放シ論ヲ止ム

原告云 何分各我意ノミ申暮ルニ至ル故即裁
談可被下ト云流テ畢竟勘定立合ニハ權兵衛
カ来ルモ太即兵衛カ来ルモ日一ノ款ナリト
云

盾雄云 決シテ然ラス彼村ノ年貢勘定ノ中へ
他村ノ戸長行テ取扱スレハ彼村ノ權ヲ犯ス
テリ彼村何トシテ之ヲ容シヤ又行ク者モ日
ニ職ヲ費シ己レニ關係セザルノ世話ヲスル
ノ有ンヤ之ヲ以テ知ルマシ

官盾雄へ云其方ノ三端ニ立テ去ヘルノ分テ
居ルナレ共其事ヲ一点書ニシテ可差也 又
原告へ責問スルケ茶ハ別ニ也スベシ之ヲ以

テ原告ニ問フベシ

於是来ル十二日也ニ取極メ

河内国交野郡穂谷村

外四ヶ村代言人

中西 盾 雄

原告代言人 大藤高敏ヨリ相係ル地券請求討詰
ノ儀ニ付来ル十二日出頭可仕此般奉申上候以

上

明治八年十二月八日

中西 盾 雄

差添人 沼

義 満

堺縣参事兼七等判事

吉 田 豊 文 殿

十二日ニハ高敏不参当日代言人

愛媛縣 岩本之幹 出頭ス

之幹云今日名寄帖可差出ノ處取調不行届ニ付
其旨届出タリト

訟廷ニ於テ官云当日代ナル故審問セス今日被
告ヨリ出セル書面ヲ寫取帰且先日ノ答書ニ付
并駁スル丁アレハ書面ヲ以テ可申出旨爲敏
可申聞且名寄帖ハ直ニ知レル者故次ノ日此度
可差出

官盾雄ニ云津田村へ出シタル年貢ノ受取書ア

リヤ

盾雄云受取書ナドハ無之候何トナレハ年貢上
办ノ節ハ五ヶ村打寄互ニ取扱致シ五ヶ村同等
ミテ主客ノ別ナリ即今日差出タル陳述書ニ右
之通り各村ノ權ト義務ト一処ニ集メ互ニ取扱
スルモノナリ

十二月十八日席 秋洲中属金沢中属

原告ヨリ地並帖一冊 再答并書一冊

ヲ出セリ

席ニテ官云 津田村ニ元録度ノ取替書アリヤ

原告云 今以テ見當不申 其節ノ書類等モ無
之候

官云 原告再答并ニ非論アリヤ 盾准云有之候

官云 先此地並帖ニ記載致し有之ニ付全ク原
告村ノ山ナリト云如何カ申立ルヤ

盾准云 其村ノ帖面ニ有ルハ固リナリ併シ其

帖面ニ石高アリト云也其村ノ所有ト云ヘカ

ラス即チ田畑ハ各及別石高有テ惣合テ添シ

其外ニ唯十七石六斗五升山役トノミアリ故

ニ唯其高ヲ舉タルノミ此帖面ニテハ其実未

タ尽ス 其所有主ト云ヘハ分ラサルナリ

官云 小作請ナラハ作徳米等アル可シ如何

原告云 山ト云ハ頗ル薄稅故別ニ作徳ヲ取ラ

入津田村ノ利益ハ野村ヨリ壹石七斗分ヲ取
ル云々

厩雄云野村ヨリ別ニ山手米ニ取ラス別ニ可受
取モノ有テ受取ナルベシ

官云 元銀度ノ取替セ書ハ公正ナリトスルヤ
否

原告云 公正ノ者ト不存候

官云 公正ノ者トナルニ成ラハ如何

原告云 トクト考可申上候

官云 此山本ト云ハ如何

原告云 山本トハ地主ノナリ

官云 津田村山タル可シト云詎カ

同 被告ハ對シテハ山本ハ山親ト曰ニテ山
主ニハ非スト云ヘルナ 厩雄云左様也

同 税ヲ收メタルハ津田へ取集メ夫ヨリ取ム
ヘキニ左モナキハ及シタル者ナリ如何

原告左様ニ候 併ニ宮ノ勘定ノ中日日ニ致
シ候

官云 津田名前ヲ以上知スルノミナルナ

原告云左様ニ候

官云 被告ハ書類ヲヤスヘキヲ命ス

廿五日出ノ丁ニナリ退ク 此席口上ハ有レト

右ノ意ノミナリ

地並帖

壬寅曆二年

表 地並帖 下

申三月十二日

裏 津田村

地並水帖覽

燈籠 中田三畝七步 四并二合 僧兵衛

、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、

高四拾五石二斗七合

二町九及九畝十五步田方但百二拾五丁所

二町七及三畝九步田方但二百四丁所

總町反畝歩合

一六十二町三反三畝二十壹步 總 田 方

一拾壹町四反九畝五步 總 畑 方

總田畑合七拾三町八反壹畝二拾六步

但總田畑數合二千七百十四丁所

一高倉七百八十四石二斗四升六合七附

内三石六斗六升八合 池床兩年貢引

一九拾九石九斗三升四合 永 荒

一拾七石六斗五升 山 役

總高合九百貳石三斗三升

墨付紙數郡合百九拾五枚

上卷九十二枚
下卷百三枚

二冊

右津田村高附地並帖元銀五申年相改寫差出候
之處其節彼印無之二付此度相改古来之通帖面
相改與書印形相願候二付及吟咏之麻古来之通
相違無之二付與書可下知者也

寶曆三癸酉年

石川四郎右衛門 印

八月

倉田十郎左衛門 印

鈴木代右衛門 印

森 幸右衛門 印

起野治左衛門 印

十二月廿五日 秋洲殿金沢殿

官ノ向ニ依テ原告云 山租ノ割ハ古来ノ俣ニ
テ当今各村ニ人家増減有ルモ其人家ニハ不
抱元来定リタル通ヲ以テ算用ス

三宮モ同断ナリ

津田村ノ山タルハケ様ナリトテ元録ニ年ノ延
島面ヲ出セリ即山ハ一荒ニアリタルヲ漸々
開墾シテ唯今ノ有リ姿ニナリシモノナト云

フ

右畷面一荒ノ山ニシテ其中ニ諸村アリ田畑アリ其山ニハ諸処ニ津田山ト云フテ書ケリ然ルニ洞ヶ峠トアル山ニモ同棟ニ書ケリ此洞ヶ峠ハ招提村領ナリ依テ其事ヲ述フル
来ル一月廿三日調ヲナス可シ同十八日九日迄ニ書類ヲ出スズシト命セラル

畷面一牧

右ハ六ヶ村ノ總領當ニテ境界ナリ山中処ニ津田村山ト書ケリ 又アリ日

元禄六年

癸酉二月十三日

一町六歩ノ積リ

下層畷

○ 領境ノ色

● 道ノ色

● 池川ノ色

一月二十九日於大白洲秋洲殿金沢殿

審問

官云是迄出セル書類等ニ依テ双方ノ主意タル
所九ッヲ知セリ

官云明治五年地券発行ノ際協議シタル戸長ハ
當時ノ戸長ナルカ

盾雄云 區長ハ変リタリト兼レリ戸長ハ如何
ナルカ取調テ可申上

高敏付添ニ来レル者ニ尋テ後云當時在役ノ戸
長ナリ此者ノ取極タルトニテ人民ハ不兼知
ナル故此度ノ訴ハ起リシナリ此故ニ戸長ハ
訴ノ人数ニ加ヘテナリ

官云原告ニ在テハ津田村ノ所有ニシテ他ノ村
ハ小作サセタリト云フカ主意ニシテ其証拠
ハ訴ニ添出セル免状皆濟目録并ニ地並水帖
ニテ有ルベシ

高敏云左様ナリ

官云被告ニ在テハ各村別區所有ニシテ津田村
一分ノモノニ非スト云フ主意ニシテ其証拠
トスルハ元禄度ノ取替書其他ヤス所ノ書類
ナルヘシ

宥准云左様ナリ而ルニ其元禄度ノ取替書ハ其
當時ニ彼カ加ソニテ有リシノ証ナリ此書ニ
付テハ可申上事草稿ヲ起シ有之ニ付追テ可

差出

官原告ニ對テ云元禄度取曆書ハ正真ノモノト
スルカ否

高敏云是迄未タ見当ラス取曆ト有ルニ就テハ
夫ノ對スルモノ有ルカ又其節ノ裁許書ニテ
モ無クテハ何共云ヘカラス

官云然ラハ偽物ナリトスルカ

高敏云偽物ナリトハ云難シト雖モ何分夫ノ對

スルモノナリ且裁許書等ナリテハ真正ノモ
ノトハ見做可ス

官云旧幕府中裁判書下ノ有リシモノナルカ

高敏云有リ有ルニ就テノ比例等ヲ云フ

官然ラハ取調ヲスベシト命ス

官云小作受ニナスニ徳米ヲ取ラサルモノ有ル
ヤ有ヘカラス既ニ徳米ナキ何ヲ以テ小作ト
云フヤ

高畝云徳米ヲ取レリ野村ヨリ石七斗ヲ取リ
津田村ノ徳トセリ

官云野村ヨリ出セルモノ以テ徳米トスル他ノ
村ノ爲ニ補フ処ナランヤ

高畝云即外村々ノ分界ニ立入下草ヲ取ル
故ニ他ノ村ニノ分ニ取レル沢ナリ

高畝云野村ヨリハ二石ノ外ニ放テ山ニ流テ出
セルモノナシ先達テモ此事ヲ云ヒシ刀其時

ハ許状ニ添タル畠白ノ赤色ヲ施シタル分界
存ハハ他村ノ者立入ヲ許サス野村ハ此外ニ
立入カ故ニ石七斗ヲ取ルト云ヘリ前日ノ

語ハ粗語セリ此時高畝云先達
不在株ハ不申

先日ノ御席ニ放テハ唯野村ヨリハ別ニ津田
村へ可出所以有テナル可シトノミ申上タリ
シカ此事ハ追々可申上ト存シタリ若シ津田
村ノ云ヘルカ如クナリナハ以後野村ト津田

村トノ向ニ放テ大ナル争論ノ生スルヲアル
ヘシト想像セラレ、事アリ即野村ニ放テ損
失ニ関ル丁有シハナリ

官ヨリ山及畝歩帖ヲ出スヘシトテ差出ス

官原吉ニ對シテ云此帖ヲ如何見ルヤ

高敏云其村ニテ持タル者故証拠トハ思ハサル
也

官云夫ハトモアレ迄来持タルモノト見ルカ此

年ニ出来タルモノトカ如何

高敏云迄来持タルモノニハ非ス古モノナリ

トハ見ルナリ

官云外ノ帖面ヲ出スベシト依テ悉ク出ス

官原吉ニ對シテ云此書類見ント欲セハ見ルベ

シ

高敏云其字ハ一應持見セシカ猶御席後持借致
度孰レ判ノ有モアリ無キモアルヤウ見受タ

リ併証トナル不成ニ御裁判官ノ御取捨ナレ
氏其帖面ノ中ニハ及古ニ属スヘキモノ有モ
知ルヘカラス篤ト熟見シテ可申上

官云土砂苗ノ事ニ付各村ニテ願届等直ニ出シ
又直達ナルが津田村ノ所有ナレハ是非津田
ノ手ヲ経ヘキ苦ナラヤ

高敏云右ハ各村古来ヨリノ仕来例ニ依テナス
所ノモノナリ又川方ノ事ハ別段ナルト故所

有者ニ關係ナク其村ニニテスルトナリ

官云後世ノ事ハ仕来ニ依テ各村各自ニ爲スニ
モセヨ其例トナリシ元々云ヘハ如何デアル
ヤ何分所有者ヘ達モ有ベシ然レハ一々津田
村手ヲ経テナスヘリ津田村ノ作配スヘキニ
然ラス

高敏云尚川方ノ事ハ取調テ可申上

盾雄云昨日原告代人ヨリ差出タル書面ヲ見

ルニ小作請トハ想像自言云々ノ事ヲ自認ト
書キテ知ラサル処ナリトアリ抑此事ハ十二
月八日ノ御席ニ於テ自言セシモノナリ然ル
ヲ今日ニ至テ如此前後久言セリ何分御聞ニ
付肝要ノ一ハ双方共口書ヲ捺印ヲ命セラレ
、カ又時々書取テ出サシムルカ被成下度ナ
リ

高敏云夫ハ私ヨリモ願フ所ナリ保シ先キニ自

言セス

盾雄云此事ハ十一月九日ノ御席ニ於テ其貸付
タル下ノ書類証拠ホアリヤト御尋ニ高敏無
之ト云又十二月八日ノ御席ニ於テ小作受ニ
致シタル証拠アリヤト御尋ニ高敏無之ト云
等テ御尋ニ畢竟想像ナル下ヲ自言セリ依テ
并論書ニ小作受ノ証拠ナリ畢竟想像ニ出
タリト依テ云ハト書タルニ高敏ノ再答并ニ

小作受ノ証ノ有無孰レカ多キ云々ノ并ヲナ
セル故又十二月八日ノ詔廷ニ於テ自言セシ
モノナレハ云々ト明書シタリ此書面ハ御役
場へ出シタルモノナリ而シテ昨日原告ノ書
ニハ自言へ忍ヲ加へ自認トセリ

昨日出セル水帖ノ写ヲ見テ甚怪ノリ即全官ヨ
リ取極ラレタルカ如クナリ前ニ本帖ヲ見テ
写シタル者ニ依レハ多数ノ字脱セリ是如何

ナルモノカ或ハ別冊ナルカ又私ノ覧へ違ヒ
カモ分ラサルナリ

高敏云若間違アレハ夫ハ忍入ナリ併本帖アル
故差出ス也

官云持参ナルカ

高敏云字ヲ出セハ本帖ハ持参ニ不及トノ御命
ニ付持参セス次ニ持参スベシ

盾雉云原告ヨリ出セル書面ヲ見ルニ既ニ一昧

連筑ノ山ニ非ス然ルニ書取中古来一円ノ山
脉ナリ云々中古僅ノ変更云々此変更シタル
ハ何ヲ以テノ故カ御礼ヲ願フ

高敏云新聞或ハ隠田ナドモアリシモノニテコ
レ等ニ依ルナルベシ

高敏云成程新聞モアル可キカ既ニ津田村ノ免
状等ニ新聞見取場ナトアレハ一峠山何丁ヲ
関テ田畑幾許出来タリト云ハ知ルヘキカ

ト思ヘリ

高敏云猶委リ取調可申出

高敏云兩乞云々ハ田畑ニ就テノ丁ニテ山ニ魚
用ノモノナレハ今般ノ争論ニ関係ナシ何ノ

主意ヲ以テ奉タルモノナルカ

高敏云願ヲ津田村ニテ取束ヲナス即三宮ハ津

田村ノモノナルカ故ナリ

高敏云其書類ナトアリヤ

高敏云現ニハ不見当

盾雄云松茸ノ事畢竟各村協議ニナルヲナリト

本文ニ於テ自ラ判然タリ

盾雄云福岡村ノ出未タルニ付テノ書類アリヤ

高敏有リトテ横帖ヲ出セリ取テ之ヲ見ルニ其

由来ノヲヲ後年ニ一度ニ記シタルモノナリ

高敏云被害ヘ對シテ可尋トアリ長尾村ノ五ヶ

村ヘ加リニヶ村トナリ沿革ニ依テ一部份ヲ

所有シタリト云ハ何ノ年度ニテ如何ナル証

アリヤ

盾雄云不知ナリ

官云沿革云々ノヲハ云タルヲナシト云フヤ

盾雄云左様ニアラス其儀ハ申上タルニ相違ナシ

其不知ト云フハ何年何月ニ加リ何年ニ一部

ヲ有シタリト云ノヲナリ若シ彼是トキ説セ

ハ乃嘸ナリ津田村ト雖モ其往古ノヲハ知ラ

ナルベシ不知ハコレ実ナリ

然ルニ沿革ニ依テ一部分ヲ所有シタリト云
「トハケテ村立合ナトノ」ハ推知セラルハナ
リ

何ヲ以テカト云ハハ其義ニナリ先明治五年
地券発行ノ際各村決議ニテ地券申受タリ此
決定ハ決シテ動スヘカラサル「ハ私ニ於テ
モ急度保証セラル」トナリ

此決定シタルモノハ公正ナルモノカ石ト云
フニ就テ今日迄陳述シ且書類ヲ出セル所ナ
リ

而シテ其決定ノ公正ナルハ即實際各自其山
ヨリ生スルモノヲ自由ニ所得トシ畝苗等山
ニ就テノ義務ヲ踏ミ各村ニ有ル所ノ帖面ニ
依テ滿テ之ヲ見ルニ有ン限リハ此事ヲ記寸
ハルモノナシ然レハ何ノ年ニ一部分ヲ有シ

同等ノ権ニナリタルヤハ知ル可カラスト雖
氏古リヨリ一分ヲ有シ同等ノ権アリトハ知
ルヘキナリ

元禄八年ノ取替書ニユケ村ト有テ長尾村ハ
無シ此時何故ニ六ヶ村トアラサルヤ知ルヘ
カラスト雖此時既ニ一ヶ離レタリシヤ又
長尾ニ在ル山ハ遠ク離レタルヲ以テ別物ト
シテ関セサリシヤ五ヶ村へ出米中ニテ有リシ

ヤハ知ルヘカラサルナリ

高敏初ニ文政度ノ山年更勘定帖ヲ出セリ此帖
ニ斗楯ト云フ廉アリ高敏之ハ各村ヨリ取
ル徳米ナリト

高敏之兼テ高敏ハ村境ニ関係シ地挾ルナト云
ヒ即土砂奉行楯役等巡見セラル、時兼テ各
へ布令セラレ各村境迄出テ案内スヘシ人夫
ヲ其所迄引率スヘシナトアリテ而シテ各自

村境ニ出テ之ヲ待ツ甲ノ村領山ヨリ巡見シ
乙村領ノ山ニ移ラントスルハ即其境目限ニ
テ甲村役人夫卒等ハ引返キ乙村ノ役人受取
案内スルナリ既ニ差上タル巡廻御届ノ通ナ
リ已ニ山中ニ境アリシテ之ヲ以テ明ナリ
官ヨリ前キニ審問セラレタル口供姓名ヲ記シ
捺印スヘキヲ命セラル

二月八日出頭

大藤高敏出頭セス当日代言人藤巻庄藏出頭セ
リ
十四日十二時出之請書ヲ出し引取ル

二月十四日席

官前キノ日原告陳述セシ所ノ口供書ニ押印セ
シム

原告云伐木ハセサルナリ トテ官此字ヲ捺塗
セリ而ル後原告捺印ス

官右ノ口供ニ就テ云奉高ト物成トノ別ヲ生セ
リ如何

原告云從來奉高ナリ 空歴度ノ免状ノ通ナリ

官云御一新後モ其噴席ニテ運タルヤ

原告云辰ノ割付是ニハ高無之徳過ハ合シテ居
ル御一新後ノ御詮議ハ如何ナルカ不知小物
成トナル謂ナシ

官云此時右ノ皆濟目禄ヲ取テ云山役ハ高外ニ
ナリ有之津田村ニ放テハ此時不審可起言ナ
リ

原告云米ノ相違無之ニ付不審不起モノト思ヘ
ハリ増減アレハ不審可起言ナレモ此過ニハ
替リナキニ付年高ノ唱ハ不替モノ故關係セ
寸ル也

官云コレハ格式ノ如キモノナリ村ニ在テハ緊
要ノ事故不審相立ヘキ言ナリ

今云フ所ハ其方ノ説ナリ
原告云左様ナリ係シ村方ニ放テモ多分コレニ
過寸ルベシ

官云追々取調可申也 又此筋ノ分モ調へ可差
出

官云津田村中ノ石高ハ幾千ナルヤ

原告云千七十石云々 官ノ末ノハ津田一般ヲ

云フ処ニテ有シ故追テ申出ルヲニナル即チ

官云夫々區分シテ差出ツシ富山分久見分
アレハナリ

官云連流地ニ有之処地変換ニ依テ云々ノヲ取
調ハ如何

原告云未タ確ト不分明ナリ何共推斗ラレサルナ
リ

官云右云々ハ聞ケ行ク世ノ有様ニテ聞ケタカ

原告云ケ様ノ書有之是等必過致シ候外ノモノ

ニケ様ナリタルナラハ留置マシク餘処ノ村

方ノ新聞ヲ此村ニ留テ居ル者ハナキナリ賣

タカ何カノ証有ヘクト思ヒ取調レ共未タ分

ラサルナリ

薄走寺
穂谷

新聞田畑云々ノ概ナリ

官云一應取調ベシ

官云元録度爲取番書ノ調ハ如何

原告云左株ノモノハ無之差入タル扣モナク取
タルモノモナシ

官云当時村役人ニケ株ノ名前有无不分哉

原告云判然セス

官云取調ニハ概リタルマ

原告云名前之処ニ称有カ無キカハ調一ス元録

ノ書類ナリ若名前ノ処符合シテモ其所以分
ラネハ知レサルナリ

先日ハ日モ暮レ印影モシカト不介故得々写
取ラス今日ハ寫取再應モ調ル心得ナリ

官云河外名所留簿ヲ持出シタルカ是ハ証トモ
ナルマイテナイカ

原告云此間ハ水拭論ノ株ナリシカ即卯年ニ持

殿ヲ作りタルモノ有り

名所畷海モ正シキモノナリ

官云又河内名所ニモ嘘アリ 証拠ト見

做セス

官云宮座ノ議論ニ如何

原告云夫ハ取ルニ足ラヌモノナリ

官云併取調ノ丁申付タルカ如何

原告云其者カ古拾ヲスルナリ其家ニ祭服モア

リ

官云然ラハ穂谷村ヨリ上ル丁ヤラ何カモスル

時ニ神官ニ於ケルカ如キカ

原告云左様ナリ

官云津田村山内三宮云ニ如何

原告云当村山内トテハ分リ難キ故ニ書ケリ

官云下書アリヤ

原告云有之トテ差出シ即云領主へ出しタルモ

ノ名必置簿ト符合セリ

官云斗搵云ニ徳米ノ柜搵タル以所ナリ此斗搵
ハ徳米ニ受取ルト云ヘリ被告ノ説十分レタ
リ如何

原告云壹石六斗六升ハ例年ノ通別ニ仕拂モノ
ナリ名義ニ分ラズ

官云小作米ト云フ分ラハ被告へ押シ方スルナ
リ被告ニ如何

盾准云斗搵ハケ株ノ誤ナリト一通リ調ヘタリ

猶委リ取調可申上

原告云一土研方へ出ス書ニ奥印ヲセリ併書類
ハ無之奥印帖ナトモ魚之田泥土研方搵役ヨ
リ聞ケリ 猶取調ノ手搵リ出来タリ

官猶取調ヘシ

官云タトへ人ニ承取セス共既ニ決定シタレハ

破ルヘカラカルカ

盾准云左様ノ訳ニアラズ會談ハ津田村正意寺
ニ於テ區長各村正副戸長村總代志人ヲ出セ
リ公正ノ議ニテ然リスヘキ条理ニ依テ決定
セリ施行シテ既二年ヲ經テ今更此訴ヲナス
元兼知セシ者カ今別ニ苦情ヲ起シタルモノ
ナリ全ク不筋ノ訴ト見做セリ

原告云正副戸長出タルノ三總代出タルハ戸長
ト則合タルモノナルカ不知村總代ハ出サ
リシナリ

官云被告ハ云會議出席ノ者ヲ調可出

官原告ハ云此間ノ書付ヲ出スベシ即元禄五年
切込ト云

モノナリ自言云ハ
ノ論ヨリ如此ニナル

原告ハ自認ハ自言ト云フナリト云ヘリ可矣

官双方ハ云津田村ノ部分ハ不入ト云入ルト

云フテ証拠アリヤ

原告ハ証拠ナシ

盾雄云元禄度ノ取替書ニ於テ双方立入ル丁明
カナリ彼大中ト今日ニ至ル迄ノ實際トケモ
変スル丁ナク即立木ヲ伐ラス銘ニ木苗ヲ
植ヘ土砂留スル等ケモ替リタル丁ナシ即又
下草ノミノ立合トナリ既ニ今日原告ノ口書
中ノ伐木ハナシトテ消シタルカ如シ即証拠
アルナリ

原告云長尾村出タル丁アリ然ラハ度タリ

官云元禄度ノ頃引合書ニテモアレハ調丁出ベ
シ

二月廿二日実地検査之事

日延ヲ以同廿三日秋洲金沢殿出張セラレ

同日牧方宿ニ於テ六ヶ村戸長被呼出繪圖差出

候様被命差出ス

地券請ニ付テノ評議ノ丁ヲ被尋

津田村戸長三宅嘉平ノ云ヘルハ私ハ十一月ニ
戸長役ニナリタリ夫迄ニ迄三郎ノ取扱タルモ
ノヲ直シタリト云

廿四日津田村ヨリ初ノ検分奉夜長尾村泊

廿五日長尾村北山ヨリ初ノ藤扱ニ終ル

三月四日席

原告云芝憲卯年迄ハ此通ナリトテ皆済目録ヲ
出セリ山役ハ高内ニ有リ

收知高ニ關係セス且御一新ニ付替リタルト
存シ高外ニナリ元録度ノ取替ハナシト云フ
同二年ノ古キ書ヲ出ス羊左衛門ノ印右取替書
ニ符合ス

三月八日席

山地券諸三〇付會談テシ者ヲ呼出サル

藤本興三次郎 深尾治郎八 田本新六五代市南

即 市村藤藏 猪熊九太郎 寺嶋文次郎

三宅嘉平

官云三宅嘉平ニ其始未ヲ云ハシム

前川近三郎ニ云ハシム

近三郎ハ栗太郎ヲ穂谷村へ遣シタルハ覺ハ
スト云

ユケ村ニ云ハシム

區長ニ云ハシム

ユケ村ト廻語スル処ハ近三郎ノ申口ニアリ即

五年談合ノ時藤井又太郎ヨリ山地券ハ如何ス

ルト云フ故津田一手ニ請ルト答フ又太郎云フ

何カ証拠物アリヤ 近三郎免状皆濟目録ホア

リト答フ 又太郎云夫ハ証拠ニ立ト彼是爭論

ニナリ烈敷勢ニ至ル故追テノトテ止ルタリ

ト云フ処ナリ

嘉平云ハ一切是迄通りニテ津田ノ縁サヘ切レ
スハヨイトテ津田村一ト結ビノカトシ各村ニ
テ可申請トニ極リタリト

區長モ其如ク云ヘリ五年ノ決議ノ処ハ判然セ
テル言立ニテアリキ 栄太郎ノ穂谷ニ来リタ
ルハ明確ニ云ヘリ其外五ヶ村ニ替ル申立ナ
シ

野村ノ副戸長南耕吉呼出ノ処代人中川伊太郎
中川嘉平ノ二人出タリ

三石七斗ヲ山年貢トシテ津田村ヘ送スト云ヘ
リ總テ津田山ト心得ルト云ヘリ
立入ノ下津田申分ト廻語セリ

此日ノ事ハ各口書アリ夫ニ譲ル

三月十九日

長尾村柿ノ木谷外ニケ所畑山成ノ事書取差出
入

三月廿八日

証拠物ニ捺印ヲ受ケタリ

山地高入ト小物成トノ別及ヒ斗掛ノ事等取調
可申出旨被申聞

原告ヘハ猶可差出書類有レハ可出ト被申聞双

方今日ニ至テ申立ハ尽キタリ

四月五日

山地小物成ナルト斗掛ノ沢及ヒ野村ヨリ
津田村ヘ取ル米算ノ事ニ付テノ議論書等ヲ出
セリ

コニニ於テ全ク云ヘキト差出ヘキ書類尽タリ

四月十一日

証拠物捺印落ニナリタル分持券ニテ捺印ヲ取

レリ

四月廿九日

伺ニ出ル

五月廿五日

伺ニ出ル

五月廿一日

口書捺印

七月十二日

伺ニ出ル来ル十八日裁判相成ニ付出頭致スヘ

キ旨被申上且證據物ヘ口書ニ随ヒ番号ヲ入ル

ニ付持来スヘキ旨被命

七月十五日

証拠物持来ス

七月十八日

裁判ニ成タリ

ノ

Blank manuscript page with vertical columns.

Blank manuscript page with vertical columns.



濟

6